

ごみ・資源物の出し方の基本ルール

決められた場所に！

- ごみ集積所は区の方々が維持管理・清掃しています。区から指定されたごみ集積所に出しましょう。
- 無断で他の区の集積所にごみを出すのは**ルール違反**です。
(区外から分別違反ごみなどが出されてしまうとごみ集積所を管理している区の方々が大変困ります)

決められた日・時間で！

- 区により収集日や時間が異なります。お住まいの区の収集日や時間を、収集日カレンダーで必ず確認して出しましょう。
- 収集前日の夜や、収集後にはごみを出さないでください。指定の収集日・時間以外でごみを出すのは**ルール違反**です。

分別区分や出し方を守って！

- 決められた分別区分が守られていないごみ、異物が混入しているごみは**収集できません！**
- この分別冊子に載っている方法をよく確認してごみを出しましょう。

きれいな中野市を守るのはあなた自身のマナーです！

- ルール違反で収集できないごみは、ごみ集積所の周辺住民の方にも迷惑をかけます。また、生ごみの水切りをしなかったり、紙おむつの汚物を取り除かなかったりして臭いで迷惑をかけていませんか？ このようなごみの出し方も周囲の方に迷惑をかけます。
- ごみの出し方は自分を映す鏡**と考えて、決められたルールを守って、きれいで住みやすい中野市にしましょう！

ごみ処理費有料化制度

中野市では、ごみ減量や分別意識の推進、排出量に応じた公平な負担を目的とした、家庭ごみ（可燃ごみ・埋立ごみ）処理手数料の有料化制度を導入しています。

有料化制度のしくみ

ごみ処理費の有料化に伴い、袋の代金に次のとおりごみ処理手数料が上乗せされています。また、印紙シールも有料となっています。

○可燃ごみ袋 10ℓ：15円 20ℓ：30円 30ℓ：45円

○埋立ごみ袋 30円

○証紙シール（旧指定袋および布団、庭木の剪定木などに使用）埋立ごみ：30円 可燃ごみ：45円

指定ごみ袋、証紙シールは、市の許可を受けた小売店（売りさばき人指定業者）で販売しています。ごみ処理手数料は、売りさばき人指定業者を通じて、市に納入されます。

※他市町村の指定ごみ袋では出せません。

※証紙シールについては、市環境課窓口でも販売しています。

※資源物（プラスチック製容器包装、紙、金属類、ペットボトル、びんなど）については、処理手数料は掛かりません。

中野市 一般廃棄物処理基本計画

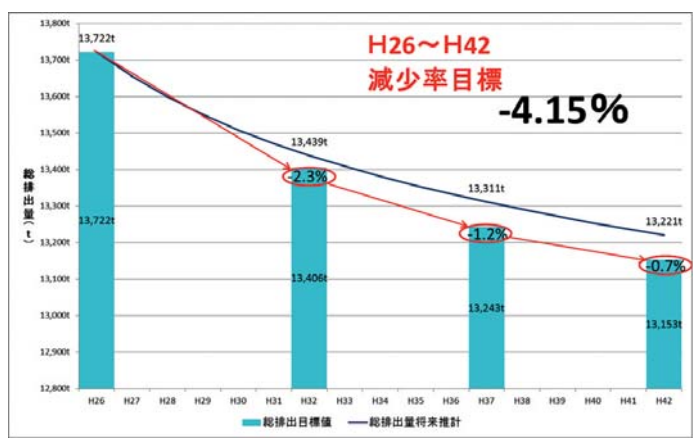
一般廃棄物処理基本計画とは、ごみ減量化や資源物の再利用等について、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具現化するため施策等を示したものです。これまでの実績から、今後のごみ排出量の推計を行ったところ資源物排出量の減少、リサイクル率の減少、一人一日当たりのごみ排出量の増加など、資源を循環することが困難であることが予想されます。

この推計結果に対して、ごみ総排出量を平成26年度から平成42年度にかけて、4.15%減少し、さらなる資源循環をすることで、環境負荷の低減や最終処分場の延命を目指していきます。

この目標を達成するために、次の施策等を行っていきます。

- ・分別率調査及び調査結果の公開
- ・資源物排出頻度の拡大
- ・事業系ごみからの資源物抽出 など

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



総排出量の目標値と将来推計の比較

具体的な分別方法の一例

同じ種類の物でも、素材により分別区分が異なる場合がありますので、ご注意ください。

